

議案第 9 1 号

指定管理者の指定について（羽曳野市立高年生きがいサロン 2 号館）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、下記の団体を羽曳野市立高年生きがいサロン 2 号館の指定管理者に指定する。

記

住所	羽曳野市誉田 4 丁目 1 番 1 号
名称	社会福祉法人 羽曳野市社会福祉協議会
代表者名	会長 塩野 良一
指定期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

平成 24 年 12 月 21 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

議案第 9 2 号

指定管理者の指定について（羽曳野市立高年生きがいサロン 3 号館）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、下記の団体を羽曳野市立高年生きがいサロン 3 号館の指定管理者に指定する。

記

住所	羽曳野市誉田 4 丁目 1 番 1 号
名称	社会福祉法人 羽曳野市社会福祉協議会
代表者名	会長 塩野 良一
指定期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

平成 24 年 12 月 21 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

議案第 93 号

指定管理者の指定について（羽曳野市立高年生きがいサロン 5 号館）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、下記の団体を羽曳野市立高年生きがいサロン 5 号館の指定管理者に指定する。

記

住所	羽曳野市誉田 4 丁目 1 番 1 号
名称	社会福祉法人 羽曳野市社会福祉協議会
代表者名	会長 塩野 良一
指定期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

平成 24 年 12 月 21 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

議案第 9 4 号

指定管理者の指定について（羽曳野市立高年生きがいサロン 6 号館）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、下記の団体を羽曳野市立高年生きがいサロン 6 号館の指定管理者に指定する。

記

住所	羽曳野市誉田 4 丁目 1 番 1 号
名称	社会福祉法人 羽曳野市社会福祉協議会
代表者名	会長 塩野 良一
指定期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

平成 24 年 12 月 21 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

議案第 9 5 号

指定管理者の指定について（羽曳野市立羽曳が丘コミュニティセンター（はびきの庵円想を含む。））

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、下記の団体を羽曳野市立羽曳が丘コミュニティセンター（はびきの庵円想を含む。）の指定管理者に指定する。

記

住所	羽曳野市誉田 1 丁目 4 番 4 号
名称	財団法人 羽曳野市施設管理公社
代表者名	理事長職務代行者 常務理事 妻谷 彰彦
指定期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

平成 24 年 12 月 21 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

議案第 96 号

指定管理者の指定について（羽曳野市立丹比コミュニティセンター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、下記の団体を羽曳野市立丹比コミュニティセンターの指定管理者に指定する。

記

住所	羽曳野市誉田 1 丁目 4 番 4 号
名称	財団法人 羽曳野市施設管理公社
代表者名	理事長職務代行者 常務理事 妻谷 彰彦
指定期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

平成 24 年 12 月 21 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

議案第 97 号

指定管理者の指定について（羽曳野市立東部コミュニティセンター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、下記の団体を羽曳野市立東部コミュニティセンターの指定管理者に指定する。

記

住所	羽曳野市誉田 1 丁目 4 番 4 号
名称	財団法人 羽曳野市施設管理公社
代表者名	理事長職務代行者 常務理事 妻谷 彰彦
指定期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

平成 24 年 12 月 21 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄